

社会保険 やまがた

Social insurance yamagata

職場内で回覧しましょう。

5-6

2018年5-6月号 | No.595

日本年金機構

2-3ページ

- 「賞与」の支払いがあったら、届出を
- 「ねんきんダイヤル」のご案内
- 国民年金の「学生納付特例制度」の手続き
- 職場に年金委員の方は、いらっしゃいますか
- お役に立ちます!ワンポイント 相談室⑭

協会けんぽ

4-5ページ

- 被扶養者資格の再確認業務と
マイナンバー確認業務の同時実施について
- おしえて!やまがたさん!～インセンティブ制度～

社会保険協会

6-7ページ

- 平成30年度 事業のご案内
- 人間ドック等の受診費用助成のご案内
- メールマガジンへの登録のお願い

厚生年金の一部の適用届書様式が変更されています
被扶養者資格の再確認業務について



東根市 関山大滝

国道48号に沿い、気軽に楽しめる優麗な滝。パワースポットとしても注目を集める。(撮影：株式会社プロット)

日本一の滝王国山形

<http://yamagatakanko.com/waterfalls/>



「賞与」の支払いがあったら、届出をお忘れなく！

～ 3月から届書様式が変わりました～

被用者である従業員及び70歳以上被用者に賞与を支給したとき、事業主が行なうものです。

この届書内容により保険料や年金の計算の基礎となる重要な届書です。

従来の届書様式が変わりました。登録された「賞与予定月の前月」に日本年金機構から送付します。

(賞与予定月を登録しておらず、今後届書の送付を希望される場合は、「健康保険・厚生年金保険関変更(訂正)届(処理票)」を提出ください。)

届書名も、

「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」となります。

「健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届一総括表」(以下、「総括表」)を添付して、支給日から5日以内に、年金事務所に提出してください。

賞与支払予定月に支給が行われなかった場合も提出が必要です。お忘れなく！

「総括表」の「②欄 1.不支給」を○で囲んで「総括表」のみ提出してください。

【賞与の対象となるもの】

被保険者に、賞与、ボーナス、期末手当、決算手当など、その名称のいかんにかかわらず、労働の対償として、年間を通じて3回以下支給されるものが、届出の対象となります。

なお、年4回以上支給されるものは、各月の標準報酬月額の対象となります。

また、賞与を分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず、「賞与にかかる報酬」(年4回以上支給されるもの)として取扱い、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を12で除した額となります。

【賞与にかかる保険料】

年3回以下支給される賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が設定されています。

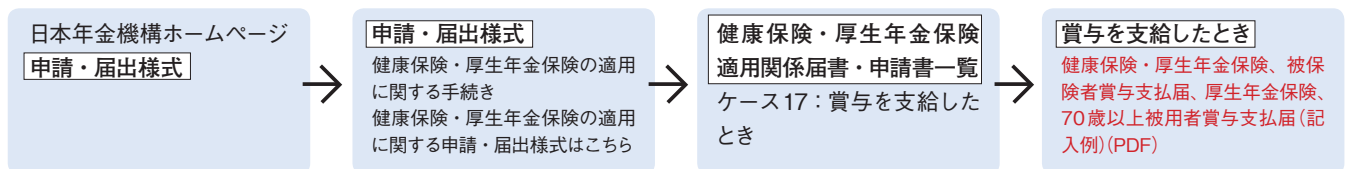
健康保険	年度(保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで)の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1カ月(同一月内に2回以上支給されたときは合算)150万円

<<届書・届書の記入例は、日本年金機構ホームページから、ご覧ください。>>

届出様式は、(エクセル)で提供しているものもあります。届書作成に便利です。ぜひご利用ください。

(例)「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届 厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届(記入例)」

[日本年金機構ホームページ](#) でクリックしてください



「年金相談」は、予約で、ご都合にあわせ、スムーズに相談が受けられます！

予約の申込みは「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165** (ナビダイヤル)

(一般の固定電話で市内通話料金となります) または、お近くの年金事務所へ！



年金手帳や年金証書等、配偶者の方の年金手帳や年金証書等をお手元に用意して、大体の相談の内容をお話してください。ご都合に合わせた時間を予約できます。希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

～学生の方がいらっしゃるご家族の方へ～
国民年金の「学生納付特例制度」の手続きはお済みですか

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、学生でも国民年金に強制加入です。

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

この手続きを怠ると、未加入期間となり障害基礎年金を受給できなくなります。

〈対象となる方〉 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修学年限が1年以上の課程)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

〈所得の目安〉 118万円+{(扶養親族の数)×38万円}で計算した額以下である場合

この申請書の提出先、詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

職場に年金委員の方は、いらっしゃいますか？

～頼りになる職場の相談役として活躍中です～



地域型・職域型年金委員制度は、国民の皆様年金制度を広く知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立され、厚生労働大臣から委嘱されます。(無報酬)

地域型年金委員は、地域と年金事務所を結ぶパイプ役として、**職域型年金委員は、勤務されている適用事業所(職場)内において、年金に関する相談や助言などを行い、職場と年金事務所を結ぶパイプ役になっていただいています。**

日本年金機構では、活動の基本となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレット等の提供、各種研修会の開催など年金委員の活動を支援しています。また、長年にわたり、政府管掌年金事業の推進及び発展にご協力いただいている年金委員に対して、感謝の意を表し、年金委員表彰(厚生労働大臣等)を行っています。

山形県内でも、平成29年3月末時点、約1900名(地域型・職域型)の方が、年金委員として厚生労働大臣から委嘱を受けて、活躍されています。

新たに「年金委員」として推薦していただける場合、異動による年金委員の交替については、管轄の年金事務所総務担当課までご連絡がございます。届出により厚生労働大臣から「委嘱状」「解嘱状」が発令されます。ご協力をお願いします。

お役に立ちます！ ワンポイント相談室^⑭ ねんきんネット

Q 「ねんきんネット」とは。登録するにはどうするのですか。どんなサービスを受けることができるのでしょうか。



A 「ねんきんネット」はこれまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額などご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでも確認できるサービスです。「ねんきんネット」を利用するには、ご利用登録(ユーザーIDの取得)が必要となります。このユーザーIDを取得する際に使用する「アクセスキー」の発行(年金事務所へも申請できます)を受け、この番号を使用してお申し込みいただくことで、即座にユーザーIDを取得できます。ご利用登録の際は、基礎年金番号、メールアドレスが必要となります。登録時にお手元に年金手帳や年金証書など基礎年金番号が確認できるものをご用意の上、登録申請を行ってください。これにより、「将来受け取る年金見込額」「自分の年金記録」「ねんきん定期便や年金振込通知書などの通知」「保険料の支払い漏れや届出遅れ」「日本年金機構への届書の作成」などができます。

お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>



平成30年度 被扶養者資格の再確認業務と マイナンバー確認業務の同時実施について



本年度も例年同様、健康保険の被扶養者資格の再確認業務を行います。今回は、被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち、協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、**マイナンバーの確認ができない方について、マイナンバーの確認業務を同時に実施いたします。**

被扶養者資格再確認業務：現在も被扶養者の条件に該当するかの確認



【被扶養者状況リスト】

- 確認の対象となる方** 平成30年4月1日時点において、協会けんぽにご加入の18歳以上の被扶養者（任意継続被保険者の被扶養者を除く）
※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。
- 削除となる被扶養者がいる場合** 再確認の結果、削除となる被扶養者がいる場合は、被扶養者状況リスト（正）と被扶養者調書兼異動届をご記入いただき、削除となる方の被保険者証を添付のうえご提出ください。
- 削除となる被扶養者がいない場合** 再確認の結果、削除となる被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リスト（正）のみご提出ください。

マイナンバー確認業務：対象者の方のマイナンバーの確認・記入



【マイナンバー確認リスト】

- 確認の対象となる方** 被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち、マイナンバーが未登録となっている方。
※マイナンバーが未登録となっている方がいない場合は、事業主の方へマイナンバー確認リストはお送りいたしません。

リストの送付時期・提出期限

送付リスト	送付時期	提出期限
マイナンバー確認リストのみ	6月中旬～6月下旬	平成30年8月17日（金） ※6月中旬発送分は平成30年6月29日（金）
被扶養者状況リストと マイナンバー確認リスト	6月下旬～7月中旬	平成30年8月17日（金）
被扶養者状況リストのみ	6月中旬～6月下旬	平成30年8月17日（金）

※送付時期は変更となる場合があります。

この業務は、保険料負担の軽減と、健康保険の事務の簡素化・効率化につながる大変重要な確認業務です。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。



【問い合わせ先】協会けんぽ山形支部 業務グループ ☎023-629-7229

おしえて！やまがたさん!



～インセンティブ制度～



【やまがたさん】

総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン OL



【たなかくん】

総務課の新人。
総務の仕事にも慣れてきました!

1

やまがたさん、協会けんぽで平成30年度からインセンティブ制度が始まることを知っていましたか?

もちろんよ! ちなみにどんな制度なのか知っている?

2

制度内容についてはちょっと分からないです...

インセンティブ制度とはね、一言で言うと、みんなの取組で保険料率が変わる制度なの!

3

具体的には、健康への取組で、全支部をランキングづけし、上位過半数に該当した支部は、支部ごとの得点数に応じて保険料率の引き下げを行うのよ!

4

なるほど!じゃあ、僕も健康への取組を頑張っていきます!!

まずは、メルマガに登録して情報を集めようかな!

そうね!一人ひとりが意識を持って健康への取組を行うことで、保険料率の低下に繋がっていくわ!!

インセンティブ制度について ～皆さまの取組で保険料率が変わります!～

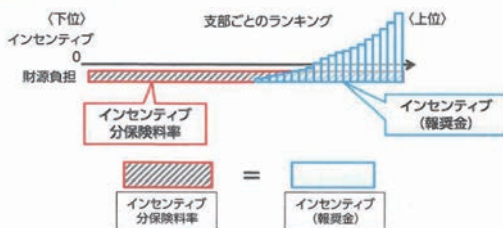
協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報酬金)制度」を導入します。この制度は、協会けんぽ加入者及び事業主の皆さまの特定健診の受診や保健指導の実施などの健康への取組に応じて、インセンティブ(報酬金)を付与し、それを都道府県支部単位の健康保険料率に反映させるものです。

評価指標一覧

- 特定健診等の受診率
- 特定保健指導の実施率
- 特定保健指導対象者の減少率
- 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 後発医薬品の使用割合

※制度の詳細については、協会けんぽホームページをご覧ください。

【制度のイメージ】



健康への取組に応じて、全支部をランキングづけし、上位過半数の支部は、得点数に応じて保険料率を引き下げます。

メールマガジンにご登録ください



健康保険に関する最新情報、季節に合わせた健康に役立つ情報等をいち早くお届けします。お気軽にご活用ください。



QRコードで簡単登録! 登録料はかかりません

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL.023-629-7225 (代)

協会けんぽ

検索

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成30年度 事業のご案内

平成30年3月14日に理事会・評議員会を開催し、平成30年度事業計画が決定されました。今年度も社会保険制度の普及や健康保持増進などの事業を実施し、皆さまの福利増進に努めてまいります。今後とも引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。また、各事業へのご参加についてよろしくお願ひいたします。今年度の主な事業の開催予定は次のとおりです。詳細については今後、順次ご案内させていただきます。当協会ホームページでもお知らせしますのでぜひご覧ください。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
制度の普及に関する事業	広報誌「社会保険やまがた」		5-6月号発行		7-8月号発行		9-10月号発行		11-12月号発行		1-2月号発行		3-4月号発行
	社会保険事務講習会							庄内支部 置賜支部 新庄支部 寒河江支部	山形支部				
	年金説明会						山形市 米沢市 新庄市 寒河江市	長井市 東根市	鶴岡市 酒田市			山形市	
健康保持増進に関する事業	スポーツ事業		本部 ゴルフ大会				庄内支部 ゴルフ大会	新庄支部 ゴルフ大会 トレッキング		山形県 健康保険 卓球大会	寒河江支部 ボウリング 大会	庄内支部 ボウリング 大会	
	健康増進事業	人間ドック等受診費用の助成											
		健康づくり講習会への講師派遣											
		健康啓発DVDの貸出											
		宿泊・日帰り施設の利用補助											

制度の普及に関する事業の主な内容

広報活動

- ・広報誌「社会保険やまがた」を隔月（奇数月）発行し、社会保険制度の普及啓蒙を図ります。
- ・ホームページやメールマガジンにより最新情報をお知らせします。

事務講習会、年金説明会の開催

- ・厚生年金保険、健康保険、労働保険制度に関する事務講習会を各支部ごとに1回開催します。
- ・主にこれから年金を受給される方を対象に、年金説明会を各支部ごとに合計8会場で9回開催します。



健康保持増進に関する事業の主な内容

人間ドック等受診費用の助成

- ・人間ドック、PET検査、脳ドックを受診されるとき、被保険者及びその被扶養者各お一人さま 2,000 円を助成します。（詳しくは次ページ）

保養施設利用の助成

- ・保養のため当協会契約の宿泊施設を利用されるとき、被保険者お一人さま 2,000 円、小学生以上の被扶養者お一人さま 1,000 円を助成します。
- ・保養のため当協会契約の日帰り施設を利用されるとき、被保険者お一人さま 500 円を助成します。

健康づくり講習会への講師派遣等

- ・職場で健康づくり講習会を開催する場合、健康運動指導士や栄養士などの講師を無料で派遣します。
- ・健康啓発用のDVDを無料で貸出します。（6種類のDVDがあります。）

施設利用会員証の発行

- ・県内や県外の契約施設において、宿泊料金の割引等の優待サービスが受けられる「施設利用会員証」を発行します。

家庭常備薬等の斡旋

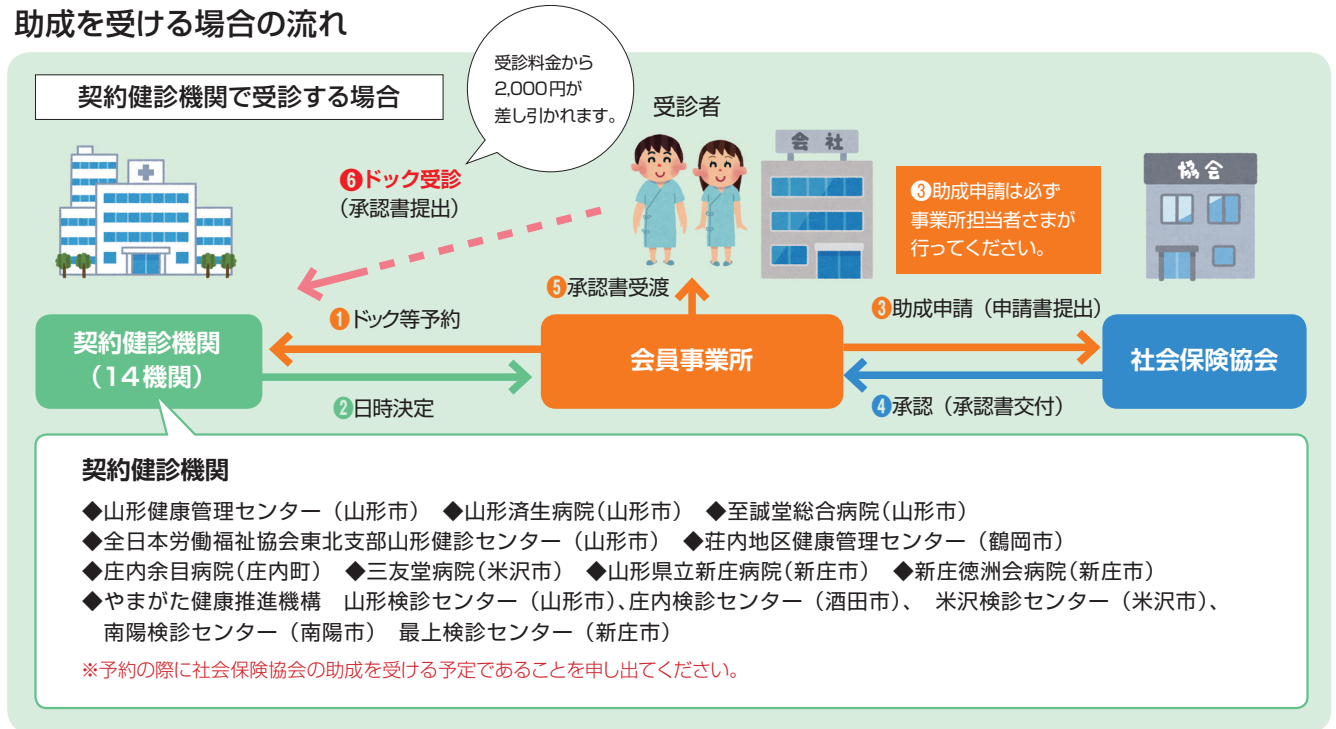
- ・被保険者とそのご家族の病気やけが等の初期症状の緩和、応急手当等のために、家庭常備薬等の斡旋を行います。



人間ドック等の受診費用として2,000円を助成します

健康で楽しい毎日を過ごすためには定期的に健康診断や人間ドック等を受診し、病気の早期発見、早期治療が大切です。当協会では「人間ドック、PET検査、脳ドック」費用の一部を助成(2,000円)しています。**(受診者本人が2,000円以上の個人負担をする場合に限りです。)** **なお、一事業所で助成を受けられる人数は、被保険者数の半数までで、最大25名さままでとなります。**

助成を受ける場合の流れ



契約健診機関以外で受診する場合

④の承認書交付までは上記の図と同じですが、人間ドック等受診時に健診機関へ「承認書」の提出は必要ありません。人間ドック等の費用を一旦、全額支払っていただき、その後、当協会に請求していただくことになります。請求用紙は、承認書交付時に一緒に送付いたします。



【ご注意ください】

・市町村で行っている人間ドック受診の場合、契約健診機関であっても窓口で受診費用を支払う時に、2,000円を差し引くことができない場合があります。その際は、契約健診機関以外と同様に一旦、全額支払っていただき、その後、当協会に請求していただくことになります。

メールマガジンへのご登録をお願いします

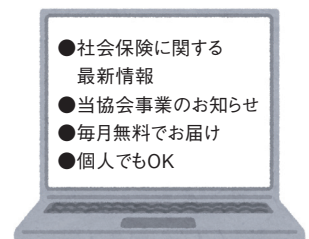
当協会では社会保険制度や当協会事業に関する情報を、毎月1回月末にメール配信しています。ぜひご登録ください。

登録方法

山形県社会保険協会のホームページへアクセス

メールマガジンの登録画面にて【事業所登録】又は【個人登録】ボタンをクリック

必要項目を入力して【登録】ボタンをクリック



お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



牛肉のワイン煮

牛肉に含まれるアミノ酸は、生活習慣病や貧血予防に効果があります。
ワイン煮で風味が良くなり、消化吸収も高まります。



材 料 [4人分]

◎1人当たりおよそ265kcal

牛も角切肉 …… 300g	塩・こしょう …… 各少々
じゃが芋 …… 2～3個	サラダ油 …… 適量
玉ねぎ …… 1個	A
人参 …… 1本	〔赤ワイン …… 大さじ4 トマトピューレ大さじ2 スープの素(顆粒) ……………小さじ1/2〕
さやいんげん …… 6本	
にんにく …… 2片	
薄力粉 …… 小さじ4	

作り方

- ① じゃが芋は一口大に切り面取りして、水に5分ほどさらしてあく抜きする。
- ② 玉ねぎはくし形切り、人参は3cmくらいの長さに切って四つ割りにし、面取りする。
- ③ 鍋に油を熱して肉と②、芋とつぶしたにんにくを炒め、薄力粉をふって炒める。水600mlとAを混ぜ、煮立ったら弱火で10分くらい煮る。
- ④ 塩・こしょうで味を調える。ゆでて3cmくらいの長さに切ったいんげんを加え器に盛る。

山形県年金協会連合会からのお知らせ

年金制度説明会



みなさんの事業所(複数事業所でも可)や町内会で、年金説明会を開いてみませんか？

なかなか聞けない年金請求・年金制度のこと、ご要望があれば日程・時間帯等についてご相談ください。
(一会場、20人以上を予定、会場はお申込者をご準備願います。)

年金制度の理解や請求方法、どんな添付書類が必要か、働きながら年金は受給できるのか、雇用保険との関係は、国民年金をもっと増やしたい等、プロからお話をお聞きます。

年金制度については集団説明会のため、個人の記録に基づいたご相談はできませんのでご了承願います。

講師：日本年金機構 年金事務所職員が、ご説明します。

- 年金制度のこと・請求方法について
- 国民年金基金について(概要の説明)
- その他

- ★ 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。
- ★ 60歳から保険料を納めたり、過去5年以内の納め忘れを遡って納めることで年金額を増やせます。



お問合せ先：山形県年金協会連合会

事務局：山形市あこや町 3-12-26 鶴建ビル1階102号
☎ 023-615-2662(平日のみ)